

第65回〔平成27年度〕〔第一問〕 答 案 用 紙

問 1

(1)イ 動産
(1)ロ 不動産
(1)ハ 自動車
(2) 例外的な方法により売却できる場合

問2

(1) 差し押さえるべき財産
(2) 理由

第65回〔平成27年度〕〔第二問〕 答 案 用 紙

問 1

(1) 処分とその要件
(2) 効果

(2) 徴収することができる金額とその理由

第66回〔平成28年度〕〔第一問〕 答 案 用 紙

問 1

(1)イ 絶対的差押禁止財産
(1)ロ 条件付差押禁止財産
(1)ハ 対象となる財産の範囲が異なる理由
(2) 引き続き賃借することができる場合

問2

(1) 要件 イ 納税の猶予
(1) 要件 ロ 申請による換価の猶予
(2) 効果 イ 納税の猶予
(2) 効果 ロ 申請による換価の猶予

第66回〔平成28年度〕〔第二問〕 答 案 用 紙

問 1

(1) 徴収すべき財産、金額
(徴収すべき財産)
(徴収すべき金額)
(理由)
(2) 税務署長に対して請求することができる手続

問2

(徴収すべき財産)
(徴収すべき金額)
(理由)

問2

(1)イ 差押えの始期：令和 年 月 日
ロ 差押えの要件：
ハ 上記イの日付となる理由：
(2)イ 差押えの始期：令和 年 月 日
ロ 差押えの要件：
ハ 上記イの日付となる理由：

問2

(3)イ 差押えの始期：令和 年 月 日
ロ 差押えの要件：
ハ 上記イの日付となる理由：
(4)イ 差押えの始期：令和 年 月 日
ロ 差押えの要件：
ハ 上記イの日付となる理由：
(5)イ 差押えの始期：令和 年 月 日
ロ 差押えの要件：
ハ 上記イの日付となる理由：

第67回〔平成29年度〕〔第二問〕 答 案 用 紙

問 1

(1) 占有するための措置：	
(2) 徴収することができる金額： 円	
理由：	

(2) 徴収することができる金額：	円
理由：	

第68回〔平成30年度〕〔第一問〕 答 案 用 紙

問 1

(1)
(2)

問 2

問3

徴収することができる金額 :	円
理由 :	

問3

第68回〔平成30年度〕〔第二問〕答案用紙

問1

徴収することができる金額 :	円
徴収するための措置、理由 :	

問2

第69回〔令和元年度〕〔第一問〕 答 案 用 紙

1(1) 要件の異同
1(2) 手続の異同

1 (3) 効果の異同

2

第69回〔令和元年度〕〔第二問〕 答案用紙

第70回〔令和2年度〕〔第一問〕答案用紙

問1(1)

問1(2)

問 1 (3)

問 2 (2)

第70回〔令和2年度〕〔第二問〕答案用紙

問1

第71回〔令和3年度〕〔第一問〕答案用紙

問1

問1 (続き)

問2(1)イ

問2(1)ロ

第71回〔令和3年度〕〔第二問〕答案用紙

問1(1)

問1(2)イ

問1(2)ロ

第72回〔令和4年度〕〔第一問〕答案用紙

問1

問2 (続き)

問1 (続き)

第73回〔令和5年度〕〔第一問〕答案用紙

問1(1)

問1(2)

第74回〔令和6年度〕〔第一問〕答案用紙

問1(1)

問1(2)

問2(1)

(1項猶予の概要)
(2項猶予の概要)
(各猶予の相違点)

問3(2)(続き)

